

令和 2 年

第 1 回中央広域環境施設組合議会
定例会会議録

令和 2 年 3 月 2 5 日 開会

令和 2 年 3 月 2 5 日 閉会

中央広域環境施設組合

令和2年第1回中央広域環境施設組合議会定例会会議録

招集年月日 令和2年3月25日（水曜日）

招集場所 中央広域環境施設組合 中央広域環境センター管理棟2階大会議室

出席議員 17名

1番	相原一永	2番	岸田益雄
3番	細井英輔	4番	近久善博
5番	栞原五男	6番	原田由一
7番	北川 麦	8番	松村幸治
9番	三浦三一	10番	出口治男
11番	阿部雅志	12番	木村松雄
14番	笠井一司	15番	東條昭二
16番	水口昭彦	17番	鈴木幸三
18番	坂東泰幸		

欠席議員 1名

13番 森本節弘

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	藤井正助	副管理者	原井 敬
副管理者	玉井孝治	副管理者	松田卓男
会計管理者	藤川靖人	事務局長	住友勝次
総務課長	猪井 修		

職務のため会議に出席した者の職氏名

業務課課長補佐	岡本泰昌	業務課課長補佐	高岡寛之
総務課主査	小松真一郎	業務課主査	渡辺大輔
電気主任技術者	後藤田 実		

議事日程

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 副議長選挙について
- 日程第5 報第1号 専決処分の承認を求めることについて
(中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議第1号 中央広域環境施設組合行政組織条例の一部を改正する
条例制定について
- 日程第7 議第2号 中央広域環境施設組合行政不服審査法施行条例の一部
を改正する条例制定について
- 日程第8 議第3号 中央広域環境施設組合職員の分限に関する手続及び効
果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第4号 中央広域環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例
の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第5号 中央広域環境施設組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 日程第11 議第6号 中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第7号 中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

日程第 1 3 議第 8 号 令和元年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算
(第 2 号) について

日程第 1 4 議第 9 号 令和 2 年度中央広域環境施設組合一般会計予算につ
いて

日程第 1 5 議第 1 0 号 監査委員の選任について

午前9時30分 開会

○議長（相原一永君）

おはようございます。

本日は、令和2年第1回中央広域環境施設組合議会定例会にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は、17名で定足数に達しております。したがって、令和2年第1回中央広域環境施設組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

はじめに報告事項を申し上げます。本日の定例会に、13番森本節弘君から欠席する旨届け出がありましたのでご報告いたします。ご了承ください。

これより、本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配布いたしましたとおりでございます。ご了承を願います。

~~~~~

○議長（相原一永君）

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席のとおり指定いたします。

~~~~~

○議長（相原一永君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により議長において、7番北川麦君、16番水口昭彦君を指名いたします。

~~~~~

○議長（相原一永君）

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~

○議長（相原一永君）

続きまして、日程第4、副議長選挙についてを議題といたします。

このたび、阿波市議会議長が新たに選任されたことによりまして、当組合議会副議長が欠けておりますので、中央広域環境施設組合同規約により新たに選任するものであります。

中央広域環境施設組合同規約第7条第2項の規定により、副議長は関係市町の議会の議長の中から互選することになっています。

ただいまより、休憩をいたしますので、休憩中に互選をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前9時32分 休憩

午前9時33分 再開

○議長（相原一永君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、休憩中にご協議いただきました結果を私の方から報告します。

中央広域環境施設組合同議会の副議長に、阿波市議会議長の松村幸治君が互選されました。

お諮りいたします。ただいま、互選されました松村幸治君を副議長の当選者と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

ご異議なしと認めます。よって、中央広域環境施設組合同議会副議長に松村幸治君が当選されました。

ただいま、副議長に当選されました松村幸治君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

松村幸治君ごあいさつをお願いいたします。

○8番（松村幸治君）

ただいま、副議長に互選されました阿波市議会議長の松村幸治でございます。このたびの副議長互選につきまして、各議員皆様のご理解賜り厚くお礼を申し上げます。これよりは相原一永議長を補佐し、組合議会運営が円滑に行われますように取り組んでまいりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。最後に皆様方のご多幸を祈念いたしまして、簡単ではございますが副議長就任のあいさつとします。どうかよろしく願いをいたします。

~~~~~

**○議長（相原一永君）**

ありがとうございました。

これより審議にはいります。

管理者より、あいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

管理者。

**○管理者（藤井正助君）**

皆様、おはようございます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和2年第1回中央広域環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃は、組合運営等々におきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日の定例会においては、吉野川市から新たに1名の方が組合議員として選出をされており、阿波市では新たに議長の選出、並びに組合議員が選出されましたことによりまして、6名の方が引き続き、1名の方が新しく組合議員として選出をされております。

はじめに、中央広域環境センターにおける、昨年の運営状況について報告をさせていただきます。昨年1年間のごみ搬入量は、2万9,834トンで、前年に比べ102トンの減少でございました。処理人口の減少や構成市町でのごみ減量化の取り組みが、ごみ搬入量の減少の主な要因だと思われまます。構成市町におかれましては、引き続きごみ減量化の取り組みや啓発活動を推進していただけるよう、ご協力をよろしく願いいたします。組合といたしましても、今後も周辺環境に十分配慮しながら、安全安心な施設運営に努めるとともに、できる限り計画的、効率的に施設を稼働させることで、ごみ処理に必要なエネルギーを節約して経費の削減に努める所存でございます。

次に、次期ごみ処理施設についてでございます。当センターは、平成17年



8月の稼働から15年目を迎えており、地域の皆様とお約束をしております施設の使用期限2025年、令和7年7月まで、本年8月で5年となります。組合といたしましては、関係構成市町と協議を進める中、阿波市、板野町及び上板町の1市2町で構成する新ごみ処理施設整備検討会では、現在、候補地の選定に向けた検討を進めていただいているところでございます。また、令和2年度から組合の執行体制を整備し、中央広域環境センターの施設を管理、運営する現在の事務局を総務局とし、新ごみ処理施設整備を行うため、新たに施設整備局を設けることといたしました。関係条例を本日提案しておりますので、よろしく願いいたします。今後におきましても、市民環境の保全に努めてまいりますので、組合議員各位におかれましては、改めて格別のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由についてご説明申し上げます。

今定例会に提出しております案件は、専決処分の承認を求める報告案件が1件、条例の一部改正が7件、令和元年度一般会計補正予算（第2号）と令和2年度一般会計予算の予算案件が2件、それから監査委員の選任の計11件でございます。

まず、報第1号専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

次に、議第1号中央広域環境施設組合行政組織条例の一部を改正する条例制定については、新ごみ処理施設整備を行うため、新たに施設整備局を設け、組合の執行体制を現在の2課体制から2局3課体制にするものでございます。

次に、議第2号中央広域環境施設組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例制定については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項において所要の改正を行うものでございます。

次に、議第3号中央広域環境施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、失職の特例につきまして所要の改正を行うものでございます。

次に、議第4号中央広域環境施設組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第5号中央広域環境施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定

についてにつきましては、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が始まることに伴い、関係条例の所要の改正を行うものであります。

次に、議第6号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第7号中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてにつきましては、国において一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第8号令和元年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）については、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費、繰越明許費を定めるものでございます。

次に、議第9号令和2年度中央広域環境施設組合一般会計予算については、歳入歳出の総額をそれぞれ16億7,543万3千円とするものでございます。歳入の主なものとしましては、負担金が16億1,040万7千円、前年度当初予算と比べ3億7,844万8千円の減額でございます。歳出の主なものとしましては、総務費で8,390万7千円、職員人件費や施設の修繕費などの増によりまして、前年度当初予算より135万円の増額でございます。衛生費が、15億968万8千円、中央広域環境センターのプラント整備計画に基づき実施する整備委託料等の変動により、前年度当初予算より649万2千円の増額でございます。また、公債費においては、平成15年に借り入れました組合債の償還が終了したことに伴い、前年度比3億8,748万2千円減の7,884万1千円を計上しております。予算の執行にあたりましては、各事業ごとに十分精査を行い、予算執行してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、議第10号につきましては、阿波市議会において組合選出議会議員の改選が行われたことに伴い、監査委員の選任をお願いするものでございます。

以上、概略をご説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、議事の進行に伴い、逐次ご説明なり、補足説明を申し上げてまいりたいと思います。今回、提案をさせていただきました議案につきましては、当組合を運営するにあたり重要な案件でございますので、十分ご審議の上、すべて原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（相原一永君）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

○議長（相原一永君）

それでは、追加日程第5、報第1号専決処分の承認を求めることについて、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（猪井修君）

報第1号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の報第1号をお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分書でございます。令和元年8月の人事院勧告を踏まえ、令和元年11月22日に公布されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、当組合におきましても国に準じた改正を行ったものでございます。なお、改正にあたりましては、必要最小限の範囲で専決をさせていただいております。専決処分日は、令和元年12月19日でございます。

次のページをご覧ください。

主な改正の内容につきましては、12月において支給する勤勉手当の支給割合を、100分の92.5から100分の97.5に、0.05月分引き上げるものでございます。また、次のページからございますように、行政職給料表について大卒、高卒者に係る初任給を引き上げることとし、それを踏まえ30歳代半ばまでの職員の給与を平均で0.1パーセント引き上げるものでございます。

以上、簡単ではございますが、報第1号専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（相原一永君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

ご質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。報第1号専決処分の承認を求めることについて、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

ご異議なしと認めます。よって、報第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長（相原一永君）

続きまして、日程第6、議第1号中央広域環境施設組合行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（猪井修君）

議第1号中央広域環境施設組合行政組織条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の議第1号をお願いいたします。

新ごみ処理施設の整備を行うため、令和2年度から組合の執行体制について、新たに施設整備局を設けることとし、現在の2課体制から2局3課体制にすることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容についてでございますが、現在の事務局の総務課、業務課を総務局とし、新たに施設整備局を設けるものでございます。分掌事務につきましては、現在の総務課、業務課の分掌事務を総務局の分掌事務といたしまして、次のページをお願いいたします。施設整備局の分掌事務を、第1号新ごみ処理施設の用地取得に関すること、第2号新ごみ処理施設の設計に関すること、第3号その他ごみ処理施設の整備に関することとするものであります。施行日は、令和2年4月1日でございます。

以上、議第1号中央広域環境施設組合行政組織条例の一部を改正する条例制

定についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

**○議長（相原一永君）**

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（相原一永君）**

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（相原一永君）**

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（相原一永君）

続きまして、日程第7、議第2号中央広域環境施設組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（猪井修君）

議第2号中央広域環境施設組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の議第2号をお願いいたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術利用に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容についてでございますが、別表第1、別表第2において、引用法律の名称を行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律から情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改めるとともに、条項のずれが生じたため、第4条第1項を第7条第1項に改めるものでございます。施行日は、公布の日からとしております。

以上、議第2号中央広域環境施設組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしく願います。

○議長（相原一永君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**○議長（相原一永君）**

続きまして、日程第8、議第3号中央広域環境施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（猪井修君）**

議第3号中央広域環境施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の議第3号をお願いいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年12月14日に施行され、地方公務員法において、欠格条項から成年被後見人または被保佐人が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容についてでございますが、第5条第1項の失職の特例について改めるものでございます。施行日は、公布の日からとしております。

以上、議第3号中央広域環境施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

**○議長（相原一永君）**

ただいま、事務局より説明がありました。これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（相原一永君）**

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（相原一永君）**

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（相原一永君）

続きまして、日程第9、議第4号中央広域環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（猪井修君）

議第4号中央広域環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の議第4号をお願いいたします。

令和2年度から会計年度任用職員の制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓につきまして、任用形態や任用手続きが様々となってくることに鑑み、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

改正内容についてでございますが、第2条に新たに1項を加えるものであります。施行日は、令和2年4月1日でございます。

以上、議第4号中央広域環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長（相原一永君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（相原一永君）

続きまして、日程第10、議第5号中央広域環境施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について



てを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。  
総務課長。

**○総務課長（猪井修君）**

議第5号中央広域環境施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の議第5号をお願いいたします。

令和2年度から会計年度任用職員の制度が導入されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容についてでございますが、別表中において、現在、特別職として任用しております電気主任技術者につきまして、来年度、令和2年度から会計年度任用職員として任用することに伴いまして、特別職の区分から除くものであります。施行日は、令和2年4月1日でございます。

以上、議第5号中央広域環境施設組合特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

**○議長（相原一永君）**

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（相原一永君）**

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（相原一永君）**

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（相原一永君）

続きまして、日程第11、議第6号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長

○総務課長（猪井修君）

議第6号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の議第6号をお願いいたします。

昨年の人事院勧告を踏まえた法律改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、まず、人事院勧告による国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を2,000円引き上げるとともに、手当の上限を1,000円引き上げ28,000円とすることとし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を、それぞれ0.95月に改めるものでございます。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、地方公務員法において、欠格条項から成年被後見人または被保佐人が削除されたことに伴い、成年被後見人等に関する規定の整備を行うとともに、中央広域環境施設組合行政組織の改編に伴い、行政職等級別基準職務表の7級の基準となる職務を局長の職務に改めるものであります。施行日は、令和2年4月1日でございます。

以上、議第6号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（相原一永君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（相原一永君）

続きまして、日程第12、議第7号中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（猪井修君）

議第7号中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の議第7号をお願いいたします。

昨年の人事院勧告を踏まえた法律改正等に伴い、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、まず、人事院勧告による国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、大卒、高卒者に係る初任給を引き上げることとし、行政職給料表を改正するものであります。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、地方公務員法において、欠格条項から成年被後見人または被保佐人が削除されたことに伴い、成年被後見人等に関する規定の整備を合わせて行うものであります。施行日は、令和2年4月1日でございます。

以上、議第7号中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（相原一永君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行

います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（相原一永君）

続きまして、日程第13、議第8号令和元年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（猪井修君）

議第8号令和元年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

令和元年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算書（第2号）の1ページ目をご覧ください。

令和元年度中央広域環境施設組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表繰越明許費による。

2ページをご覧ください。

第1表繰越明許費でございますが、3款衛生費1項清掃費、事業名新ごみ処理施設整備事業、946万円を翌年度へ繰り越して使用することができる経費の上限として設定するものでございます。内訳につきましては、新ごみ処理施設整備に係る適地選定支援業務7,150千円、循環型社会形成推進地域計画策定業務2,310千円、計9,460千円でございます。なお、阿波市、板野町、

上板町の1市2町でご負担をいただく経費で、新ごみ処理施設整備基本構想策定業務につきましては、年度内に業務が完了する予定でございますので、その執行残額につきましては、翌年度へ繰り越した上で令和2年度において1市2町へ返還をしたいと考えています。

以上で、議第8号令和元年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（相原一永君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**○議長（相原一永君）**

続きまして、日程第14、議第9号令和2年度中央広域環境施設組合一般会計予算についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長

**○総務課長（猪井修君）**

議第9号、令和2年度中央広域環境施設組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和2年度中央広域環境施設組合一般会計予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度中央広域環境施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億7,543万3千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

続きまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。1款分担金及び負担金1項分担金及び負担金16億1,040万7千円、2款使用料及び手数料1項手数料6,127万5千円、3款財産収入1項財産運用収入157万7千円、4款繰入金1項基金繰入金1千円、5款繰越金1項繰越金100万円、6款諸収入1項預金利子20万円、同款2項雑入97万3千円、歳入合計16億7,543万3千円でございます。続いて歳出でございます。1款議会費1項議会費42万円、2款総務費1項総務管理費8,350万4千円、同款2項監査委員費40万3千円、3款衛生費1項清掃費15億968万8千円、4款公債費1項公債費7,884万1千円、5款諸支出金1項基金費157万7千円、6款予備費1項予備費100万円、歳出合計16億7,543万3千円でございます。続きまして、予算の内訳をご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。1款1項1目負担金、本年度予算額16億1040万7千円、前年度予算額19億8885万5千円、3億7844万8千円の減額でございます。当組合を運営するに当たりまして、構成2市2町にご負担をお願いしております市町負担金でございます。構成市町ごとの負担額は9ページの説明欄でございますとおり、吉野川市7億2108万2千円、阿波市5億3272万円、板野町1億9687万1千円、上板町1億5973万4千円であります。2款1項1目衛生手数料、本年度予算額6,127万5千円、前年度予算額6,233万円、105万5千円の減額でございます。これは許可業者から納入いただいておりますごみ処理手数料で、搬入量1トン当たりの単価は6,600円でございます。3款1項1目利子及び配当金、本年度予算額157万7千円、前年度予算額145万2千円、12万5千円の増額でございます。基金の利子でございます。4款1項1目財政調整基金繰入金、本年度、前年度予算額ともに1千円でございます。5款1項1目繰越金、本年度、前年度予算額ともに100万円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

6款1項1目預金利子、本年度予算額20万円、前年度予算額と同額でございます。同款2項1目雑入、本年度予算額97万3千円、前年度予算額111万円、13万7千円の減額でございます。主なものは、説明欄でございますようにごみを処理した後に発生するスラグなどの副産物売払収入71万4千円など

でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。1款1項1目議会費、本年度予算額42万円、前年度予算額と同額でございます。内容につきましては、組合議員皆様方の報酬など昨年度と同額を計上させていただいております。続きまして総務費でございます。2款1項1目一般管理費、本年度予算額8,350万4千円、前年度予算額8,219万4千円、131万円の増額でございます。1節報酬462万円、管理者、副管理者、公害防止審査委員会委員など特別職の報酬に加え、来年度から会計年度任用職員の制度が導入されることに伴いまして、一般事務補助と電気主任技術者の2名分、パートタイムでございますが報酬415万7千円を計上しております。一般事務補助の臨時職員に係る費用は、昨年度賃金で計上しておりましたので、その額が増額となり、一方、会計年度任用職員の期末手当は職員手当等で措置したことから、前年度当初予算比115万7千円の増となっております。2節給料1,762万5千円、組合職員4名分の給料でございます。3節職員手当等1,270万9千円、組合職員の各種手当でございますが、99万7千円の増額でございます。給与改定による期末勤勉手当の増額のほか、新たに会計年度任用職員の期末手当58万7千円を計上しております。また、時間外休日勤務手当につきまして、本年度、令和元年度の決算見込み額を考慮し、時間外勤務手当と休日勤務手当の合計で7千円の増額としております。4節共済費651万8千円、職員共済組合負担金、臨時職員社会保険料などでございます。7節報償費6万円、施設見学に訪れた小学生を対象とした、環境美化、啓発の標語応募者への記念品代でございます。前年度予算と同額を計上しております。8節旅費21万円、職員研修などに参加するための普通旅費と監査事務研修に職員1名が随行するための特別旅費でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

パートタイム会計年度任用職員の通勤手当について、費用弁償で2名分、11万円を計上しております。9節交際費3万円、管理者交際費でございます。10節需用費263万4千円、前年度当初予算と比較して84万4千円の増額でございます。増額の要因といたしましては、修繕料が前年度より89万9千円の増額としております。これは、設置から15年が経過しております管理棟のエレベーターの主ロープ、定電圧装置、ドアモーター等について、経年劣化による交換を行うものでございます。11節役務費287万1千円、前年度当初予算と比較して4万3千円の減額となっております。12節委託料627万円、前年度から2万8千円の増額でございます。主なものといたしましては、2項目目の顧問弁護士委託料60万円、下から2項目目の樹木等管理清掃業務委託料413万7千円などでございます。増額の要因はそれぞれ昨年10月の消費税率の引き上げによるものでございます。13節使用料及び賃借料106

万1千円、前年度から4万1千円の増額でございます。増額の要因でございますがAEDレンタル料でございます。センター管理棟に設置しておりますAEDの耐用期間が経過していることから、更新が必要な状況でございます。当施設は年間を通じて、主に小学生の施設見学者の受け入れを行っていることなどからAEDの設置は必要と考えておりますが、当施設の使用期限もございましたのでレンタルにて対応したいと考えております。18節負担金補助及び交付金2,886万1千円、前年度から46万9千円の減額でございます。構成市町から派遣いただいております職員の人件費負担金が2,674万2千円のほか、周辺地域活性化交付金200万円などがございます。周辺地域活性化交付金につきましては、1自治会当たり4万円の均等割と1世帯につき500円の世帯割で交付する予定としております。26節公課費3万5千円、環境再生保全機構に納める汚染負荷量賦課金などがございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

続きまして、2款2項1目監査委員費、本年度予算額40万3千円で前年度と比較して4万円の増額でございます。内容につきましては、有識見者及び議会選出の監査委員2名の報酬のほか、18節負担金補助及び交付金で徳島県町村監査委員協議会会費が昨年度より4万円増の6万円を計上させていただいております。続きまして、衛生費でございます。3款1項1目塵芥処理費、本年度予算額15億308万8千円、前年度予算額14億8,581万6千円、比較としまして1,727万2千円の増額でございます。8節旅費5万円、溶融スラグなど副産物を活用するための調査研修旅費でございます。10節需用費6億1,995万1千円、前年度比で660万1千円の減額となります。主なものとしましては、まず、ごみ処理に必要な薬品や付属消耗機材の消耗品費が1億9,962万1千円で407万7千円の減額としております。また、燃料費は1億4,290万円で、前年度より127万6千円の増額、これは令和元年度の平均単価を基に過去のLNG使用実績から年間購入量を1,800トンと想定し積算しております。光熱水費は2億7,520万円で、380万円の減額としております。電気料金につきましては、操業計画により月ごとのごみ処理量から購入電力量を算定し積算しております。11節役務費34万4千円、主なものとしましては場内排水施設管理手数料でございます。12節委託料8億8,125万円で、前年度から2,386万4千円の増額でございます。内訳といたしまして、まず、環境センター運転委託料でございますが、2億5,393万5千円は消費税率の引き上げに伴うものでございます。次に、環境センター整備委託料が5億1,920万円で、前年度から1,650万円の増額でございます。環境センタープラント整備計画に基づきまして、令和2年度に予定しております各種整備を委託するものでございますが、増額の主要因でございますが、DCS、HISの更新でございます。これは、中央操作室にありますここの施設を管理



する制御システムのPCの更新になります。この機械は2022年、令和4年度に整備する予定としておりましたが、メーカーから2021年、令和3年1月にこの機械の有効期限を迎えるということで、以後部品が提供出来なくなる可能性があるということでございました。このことから、前倒しで来年度実施をしたいということで5,700万円の増となっております。また、消費税率の引き上げに伴う増がある一方、翌年度以降へ送れる項目は減額するなどし、トータルで5億1,920万円の計上としております。次に、電気保安管理業務委託料が243万1千円、前年から2万2千円の増、消防設備点検業務委託料が76万5千円、前年から6千円の増、省エネ法による主要電気機器計測業務委託料が30万6千円で、前年から2千円の増とそれぞれ消費税率の引き上げに伴うものでございます。次に、環境調査業務委託料は前年度と同額の3,689万3千円を計上しております。副産物運搬業務委託料が2,467万1千円で、79万2千円の増額でございます。ごみの処理後に発生する溶融スラグ、金属水酸化物、工業塩、硫黄の各種副産物の運搬を委託するものでございます。最後に副産物リサイクル処理業務委託料が4,304万9千円で、423万4千円の増額でございます。これらは、過去の実績量を基に積算をしておりますが、リサイクル処理単価の上昇により増額計上となっております。13節使用料及び賃借料130万1千円、利用できないスラグを東部臨海処分場で処理する為の使用料と機械借上料でございます。前年度から9千円の増額でございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

15節原材料費15万円、工作資材の購入費で前年度と同額でございます。26節公課費4万2千円、簡易無線電波利用料と2トンダンプの重量税で前年度と同額でございます。続きまして、3款1項2目ごみ処理施設建設費、本年度予算額660万円で、前年度比1,078万円の減額でございます。内訳といたしましては、新ごみ処理施設整備に係る機種選定支援業務委託料でございます。なお、令和2年度から施設整備局を設置するにあたり、本日関係議案を議決いただけましたら、速やかに関係構成市町へ職員派遣の依頼をすることとしており、当該派遣職員の人件費負担金につきましては、令和2年度のしかるべき時期に補正予算により対応したいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。続きまして、公債費でございます。4款1項1目元金、本年度予算額7,816万5千円、前年度予算額4億6,018万9千円、3億8,202万4千円の減額でございます。平成15年度事業債の償還が令和元年度で終了したことが減額の要因でございます。同項2目利子、本年度予算額67万6千円、前年度予算額613万4千円、545万8千円の減額でございます。こちらは長期債の利子50万9千円と一時借入金利子16万7千円でございます。続きまして、諸支出金でございます。5款1項1目基金費、本年度予算額157万7千円、前年度予算額145万2千円、12万5千円の増額ござい

ます。財政調整基金と一般廃棄物処理施設整備基金の利子を積み立てるもの  
でございます。続きまして、予備費でございます。6款1項1目予備費、本年度  
予算額100万円、前年度と同額でございます。

最後になりますが、20ページから23ページは当組合の特別職、一般職の  
給与費明細書、24ページは地方債の現在高の見込に関する調書でございます。

また、予算書の次には、構成市町の負担金算出資料並びに令和2年度からの  
5箇年のプラント整備計画案を添付させていただいておりますので、ご高覧く  
ださい。

以上、議第9号令和2年度中央広域環境施設組合一般会計予算についての説  
明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（相原一永君）**

ただいま、事務局より説明がありました。これより本案に対する質疑を行  
います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（相原一永君）**

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたしま  
す。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（相原一永君）**

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（相原一永君）

続きまして、日程第15、議第10号監査委員の選任についてを議題といた
します。地方自治法第117条の規定により、木村松雄君の退場を求めます。

（12番木村松雄君 除斥退出 午前10時28分）

管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（藤井正助君）

それでは、議第10号議会選出監査委員の選任について、ご説明を申し上げます。次の者を、監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

住所は阿波市土成町土成字大木89番地2、氏名は木村松雄、昭和26年2月20日生まれ69歳でございます。

木村氏は、長年にわたり阿波市議会議員として活躍され、経験も豊富で、行政運営に関しすぐれた識見を有しておられます。また、この度の組合議員選任前の任期におかれましても、1年5箇月の間、監査委員をお勤めいただいておりますので、組合の運営状況を十分にご存じいただいております。

以上のことから、議会議員より選出の監査委員として適任者であると考えますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相原一永君）

ただいま、管理者より説明がありました。これより本案に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。これより、議第10号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案については、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

ご異議なしと認めます。よって、議第10号監査委員の選任については、こ

れに同意することに決定いたしました。
議事の都合上、暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時29分 再開

(12番木村松雄君 入場着席 午前10時29分)

○議長（相原一永君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

監査委員に木村松雄君が選任されましたので、ごあいさつをお願いいたします。

○12番（木村松雄君）

12番木村松雄でございます。ただいま、議員各位のご同意、ご賛同を賜り誠にありがとうございました。今後におきましては、監査基準に従い公平不偏の態度を保持しその職を遂行してまいりたいと考えておりますので、議員各位また皆様方のご指導賜りますようお願いを申し上げます、誠に簡単でございますがお礼のごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

○議長（相原一永君）

ありがとうございました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回中央広域環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前10時31分 閉会

以上の会議録は事務局長の記載したものであり、その内容については大要において正確であることを認め、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員